

第 7 回

熊本県議会

# 厚生常任委員会会議記録

平成30年2月23日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第7回 熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成30年2月23日(金曜日)

午前9時58分開議

午前11時6分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成29年度熊本県一般会計補  
正予算(第7号)

議案第18号 平成29年度熊本県病院事業会  
計補正予算(第3号)

議案第19号 平成29年度熊本県一般会計補  
正予算(第8号)

議案第20号 熊本県災害救助基金条例の一  
部を改正する条例の制定について

出席委員(8人)

委員長 田代国広  
副委員長 緒方勇二  
委員 藤川隆夫  
委員 鎌田聡  
委員 溝口幸治  
委員 楠本千秋  
委員 山本伸裕  
委員 高島和男

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 古閑陽一  
政策審議監 渡辺克淑  
医監 迫田芳生  
長寿社会局長 福田充  
子ども・障がい福祉局長 柳田紀代子  
健康局長 田原牧人  
首席審議員兼  
健康福祉政策課長 野尾晴一朗

健康危機管理課長 厚地昭仁

高齢者支援課長 谷口誠

認知症対策・

地域ケア推進課長 下山薫

社会福祉課長 島川圭二

子ども未来課長 吉田雄治

首席審議員兼

子ども家庭福祉課長 富永章子

障がい者支援課長 奥山晃正

首席審議員兼

医療政策課長 松岡正之

国保・高齢者医療課長 早田章子

健康づくり推進課長 岡崎光治

薬務衛生課長 大川正晃

病院局

病院事業管理者 永井正幸

総務経営課長 緒方克治

事務局職員出席者

議事課主幹 若杉美穂

政務調査課主幹 福島哲也

午前9時58分開議

○田代国広委員長 おはようございます。

ただいまから第7回厚生常任委員会を開会いたします。

それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、付託議案について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

初めに、健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、付託議案について、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、古閑健康福祉部長。

○古閑健康福祉部長 議案の説明に先立ちまして、健康福祉部にございます熊本地震からの復旧、復興に向けた取り組みについて御説明を申し上げます。

一昨年4月の熊本地震発災以降——済みません、お手元には昨年4月となっておりますが、健康福祉部では、被災された方々の生活再建と本県の医療・福祉体制の復旧と復興に向けまして、引き続き全力で取り組んでまいります。

特に、被災された方々の生活の拠点となる住まいの再建につきましては、一日も早い自宅再建を実現していただけるよう、住まいの再建支援策など、それぞれの状況に応じた支援に取り組んでおります。これまで、約2,500世帯、7,400人以上が仮設住宅等から退去されており、自立再建に向けた動きも着実に進んでおります。

続きまして、今回委員会に付託しております議案等の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係2議案、条例等関係1議案でございます。

まず、議案第1号及び第19号、平成29年度熊本県一般会計補正予算につきましては、通常分と国補正分と合わせて、総額100億1,900万円余の増額となる補正予算をお願いいたしております。

第1号議案は、災害救助費国庫負担金返納金や国民健康保険制度安定化対策費などを計上しております。また、化血研の事業譲渡の受け皿となる新会社への出資に向けた債務負担行為の設定等についてもお願いをいたしております。

第19号議案は、国の補正予算に対応するもので、児童健全育成費や障がい者福祉施設整備費の増額をお願いいたしております。

これらによりまして、特別会計を含めた健

康福祉部の平成29年度の予算総額は1,816億7,500万円余となります。

次に、条例等関係につきましては、議案第20号、熊本県災害救助基金条例の一部を改正する条例の制定について提案をしております。

以上が今回提出しております議案の概要でございます。詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

○田代国広委員長 次に、担当課長から説明をお願いします。

○野尾健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

平成29年度2月補正予算について御説明を申し上げます。

説明資料の3ページをお願いいたします。

以下、主なものについて御説明いたします。

まず、社会福祉総務費でございます。

資料右端の説明欄をお願いいたします。

1、職員給与費については、毎年1月1日時点の職員数とその給与額をもとに当初予算に計上しております。

今回の補正は、29年4月1日以降の人事異動や組織改編及び給与改定に伴う所要額の増減となっております。各課の説明欄に職員給与と記載しているものにつきましても、同様の趣旨でございますので、各課からの個別説明は省略させていただきます。

2、地域福祉振興費については、地域福祉総合支援事業において、補助対象者数及び補助金額が見込みを下回ったことに伴う2,434万円余の減額でございます。

次に、3、社会福祉諸費のうち、(2)市町村派遣職員負担金は、派遣協定に基づく1名分の人件費で40万円余の増額をお願いしております。

(5)の熊本地震に係る都道府県派遣職員負担金は、当課に派遣いただいている5県の5名分の人件費で、支給実績に伴い1,000万円の減額でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

(6)の住まいの再建支援事業は、被災者それぞれの意向に沿った住まいを再建していただくため、自宅再建の利子助成等を行うもので、平成29年度中の申請見込みから7億6,300万円を減額するものです。

4、国庫支出金返納金については、平成28年度の地域支え合いセンター設置運営支援事業の実績減に伴う国庫への返納金等で9,966万円余の増額をお願いしております。

5の地域福祉基金積立金につきましては、29年度の運用利息により526万円余の増額をお願いしております。

次に、5ページをお願いいたします。

5ページの災害救助費でございます。

説明欄1の災害救助基金積立金につきましては、災害救助法の規定に基づき、今後の災害に備えて同基金の積み立てを行うもので、2,075万円余の増額をお願いしております。

2、災害救助対策費のうち、(1)東日本大震災応援救助事業につきましては、福島県の要請に応じて、応急仮設住宅の供与を実施した熊本市に対し、所要経費を負担金として県が支出するもので、34万円余の増額をお願いしております。

(2)の災害救助事業につきましては、熊本地震の平成29年度の救助に係る所要見込み額の減額によるもので、7億200万円の減額をお願いしております。

3、災害弔慰金・見舞金の災害弔慰金事業につきましては、同じく、市町村における支給見込み数の減に伴い、1億2,562万円余の減額でございます。

4、国庫支出金返納金につきましては、平成28年度の災害救助費国庫負担金の確定に伴う返納金及び災害弔慰金等の確定に伴う返納

金、合わせて146億3,741万円余の増額をお願いしております。

この災害救助費の返納金につきましては、昨年3月の専決処分で災害救助基金に積み立てた執行残金でございます135億円及び市町村、都道府県からの返納金を財源として返納するものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

災害援護資金貸付金については、貸付金額の確定に伴い、1,230万円の減額となっております。

次に、7ページをお願いいたします。

元金でございます。

1の災害援護資金国庫貸付金元金の災害援護資金貸付金償還金は、平成24年度の熊本広域水害と平成28年度の熊本地震の際に貸し付けた災害援護資金につきまして、繰り上げ償還が行われたことによる国庫への償還金を増額するもので、415万円余の増額をお願いしております。

以上、健康福祉政策課の補正予算といたしましては、総額132億898万4,000円の増額をお願いしております。

次に、8ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

医薬品産業基盤維持・拠点づくり推進事業は、一般財団法人化学及血清療法研究所、通称化血研の事業譲渡に関する最終合意書について、今年度中の締結に向け、4億円を限度として債務負担行為を設定するものです。なお、出資に関する予算につきましては、平成30年度当初予算で計上しております。

化血研の事業譲渡につきましては、昨年12月5日の藤川委員の一般質問で、知事が「県としてどのような役割を果たすべきか、県による出資も含めてしっかりと検討し、必要と判断したことについては、県議会の御理解を得ながら、ちゅうちょなく取り組んでまいります。」とお答えしたところです。

今回は、債務負担行為の設定について議案

を上程しておりますので、まず、当議案を上程するに至った経緯、考え方について御説明を申し上げます。

化血研は、昭和20年に熊大初のベンチャー企業として創設され、その後、本県を拠点に産学の連携による高い研究・開発能力を有し、人体用ワクチン、血液製剤、動物用ワクチンで大きな国内シェアを持ち、我が国の感染症対策上、重要な存在でございます。また、国内有数の企業としての地位も築いております。

しかしながら、平成28年1月に、国から、血液製剤の製造問題等に関する処分、業務停止命令110日間を受けました。あわせて、事業譲渡を含めたガバナンス体制、コンプライアンス体制の抜本的見直しを求められていました。

化血研は、県内において1,900人に上る雇用や優秀な研究者を多数抱え、また、多くの県内企業との取引などを通して、本県の経済においても大きな役割を果たしています。

県としましては、化血研が担っている事業が将来にわたり熊本で行えることは、本県の発展に大きく寄与するものと考えております。

このため、これまでも、化血研の事業譲渡に当たっては、①雇用の確保、②研究などの人材の確保、③熊本での本社機能の維持の3点が確保されるよう求めるとともに、県として必要な役割を果たしてまいりました。

県といたしましては、昨年に入り、化血研が担っている事業を将来的にも熊本に残す形で譲渡が実施できないか、地元経済界など関係者との意見交換を行ってまいりました。

その中で、事業譲渡に不可欠な大手製薬メーカー参加によるガバナンス、コンプライアンスの機能の強化と安定かつ将来に向けた発展的経営、化血研が希望するワクチン、血液製剤、動物薬、3事業の一体かつ円滑な譲渡、そして、県が目指してまいりました雇

用、人材、拠点の維持、確保、これら全てを実現するため、今回のスキームが浮上いたしました。

このスキームにおきましては、明治グループと地元企業7社いわゆる地元企業連合、いずれか一方が議決権の過半数とならないよう、出資比率を49%とし、残り2%を県が引き受けることとしております。

このことにより、いわば県は、扇のかなめとなって、明治グループによる安定かつ将来の発展的な事業運営と地元企業連合による雇用、人材、拠点の維持、確保を両立させ、中長期的に現在のスキームを担保していきたいと考えております。

このスキームをもとに協議が進み、昨年12月に、明治グループ、化血研、地元企業7社で基本合意書が締結されました。

なお、この基本合意につきましては、予算等の関係から県議会の御審議が必要なことでございますので、本県は、この基本合意には加わっておりません。

このため、今議会で基本合意に示されている出資比率に基づく債務負担行為の設定に関する議案を提案させていただき、その議決を経た後、県も加わった最終合意書を締結する運びとなっております。

具体的な出資額につきましては、普通株式の発行が200億円を予定されております。そのため、県の出資額は4億円となります。

以上のことから、3月末まで、最終合意書の締結に向けて、4億円を限度とし、債務負担行為の設定をお願いしております。

次に、9ページをお願いいたします。

保健・医療・福祉関係業務は、健康福祉部の各課の委託業務のうち、平成30年4月から業務を開始するため、3月中に契約手続を進める必要があるものについて債務負担行為を設定するものです。

補正前の限度額が2億8,300万円余、補正後の限度額が11億2,900万円余となっております。

り、今回、47業務分として8億4,600万円余の限度額の増額をお願いしております。

増額分の主なものとしたしましては、動物愛護管理業務委託1億4,700万円余、心のケア運営事業7,600万円余、熊本県住まいの再建相談支援事業業務委託6,900万円余などを計上しております。

健康福祉政策課からの説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いたします。

○厚地健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

説明資料の10ページをお願いいたします。

まず、公衆衛生総務費でございます。980万円余の減額補正をお願いしております。

右の説明欄をお願いいたします。

主な内容としたしまして、3の肝炎対策費でございますけれども、肝炎治療に伴います医療費助成の所要見込み額の減額に伴うものでございます。

また、4の国庫支出金返納金につきましては、感染症予防事業ほか5本の事業に係ります平成28年度の事業に係りまして、厚生労働省による国庫補助金等の確定が今年度になることから、これに伴い発生する精算返納金でございます。

続きまして、予防費でございますが、490万円余の減額補正をお願いしております。

主なものとしたしましては、説明欄の(1)にございます感染症指定医療機関運営指導費でございます。感染症指定病床機関に対します運営費等の助成額の所要見込み額の減に伴うものでございます。

続きまして、11ページの下段をごらんください。

食品衛生指導費でございますけれども、1,017万円余の減額補正をお願いしております。

これは、主に説明欄2の(1)BSE食肉検

査体制整備事業でございます。平成29年4月から、国の方針によりまして、それまで全頭検査をしていたものでございますが、29年4月から、健康牛につきましては、検査が廃止されたことにより検査キットの購入数の減少に伴う減額をお願いするものでございます。

以上、健康危機管理課につきましては、2,489万円余の減額補正をお願いしております。

御審議のほどどうぞよろしくお願いたします。

○谷口高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

説明資料の12ページをお願いいたします。

まず、上段の社会福祉総務費でございますが、右側の説明欄に記載のとおり理由で減額の補正をお願いしております。

次に、2段目の老人福祉費でございますが、9,251万円余の減額補正をお願いしております。

主なものを説明いたします。

説明欄2の高齢者福祉扶助費の軽費老人ホーム事務費補助事業につきましては、県内17施設の利用者数の見込み増等のため、670万円余の補正をお願いするものでございます。

次に、3の高齢者福祉対策費の(1)の新規の市町村職員派遣負担金545万円余につきましては、県内の市から当課へ派遣されております職員1名の給与費等に係る負担金でございます。

続きまして、一番下の(4)の施設開設準備経費助成特別対策事業1億1,178万円につきましては、後ほど御説明をいたします介護基盤緊急整備事業等で実施をします施設整備が当初の予定を下回ったため、開設準備経費に係る補助金の減額をお願いするものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。

説明欄の一番上の4の国庫支出金返納金は、平成28年度の老人福祉事業費等の国の補助事業に係る補助金の確定等に伴い、国庫に返納するため、121万円余をお願いするものでございます。

次に、下段の老人福祉施設費でございますが、7億7,679万円余の減額補正をお願いしております。

説明欄をごらんください。

こちらにつきましては、老人福祉施設整備費の介護基盤緊急整備等事業につきまして、市町村が行います地域密着型特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護支援事業所等の整備におきまして、建築費の高騰等のため、事業者の応募がなかったこと等や、介護療養病床の転換整備に6年間の計画措置期間が設けられたため、転換の先送り等がありましたこと等によりまして予定した整備が行われなかったため、所要見込み額の減に伴う減額補正をお願いするものでございます。

以上、高齢者支援課の2月補正予算といたしましては、合計で8億7,261万円余の減額補正をお願いしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○下山認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課でございます。

説明資料の14ページをお開きください。

老人福祉費で5億4,122万円余の減額補正をお願いしております。

主なものを説明いたします。

右側説明欄の2番、高齢者福祉対策費の(1)認知症診療・相談体制強化事業は、認知症疾患医療センター、県で所管します11カ所への運営費の補助や認知症医療従事者向け介護力向上研修に係るものですが、所要見込み額の減によるものでございます。

(2)番の市町村認知症早期発見・対応支援事業は、市町村の初期集中支援チームの設置に係る支援費ですが、順調に立ち上がったこ

とから、対象市町村を絞られたことによって減額になるものでございます。

以下、(6)番まで、いずれも所要見込み額の減によるものでございます。

15ページをお開きください。

(10)番の訪問看護ステーション等経営強化支援事業まで、補助事業等の所要見込み額の減によるものです。

(11)番、市町村職員派遣負担金は、玉名市から県の当課に派遣されている派遣職員の給与費の負担金に係る所要額の増でございます。

次に、(12)熊本地震に係る都道府県派遣職員負担金でございますが、これは、新規で単年事業になりますが、福岡県の職員が来ておりまして、引き続きまして奈良県の職員に交代をいたしました。当課に来ていただいている応援派遣職員の給与の負担金が発生したことによるものでございます。

次に、16ページに移ります。

3番、国庫支出金返納金の老人福祉事業費等国庫支出金精算返納金でございますが、28年度に実施しました複数の事業に係る国庫補助事業の額の確定精算に伴う返納金でございます。

次に、4の介護保険対策費について主なものを説明いたします。

(1)介護給付費県負担金交付事業、(2)第1号保険料県負担金交付事業及び(3)地域支援事業交付金交付事業につきましては、いずれも市町村に係る法定の負担金及び交付金等でございますが、市町村の所要見込み額の減に伴うものでございます。

次に、17ページをおめくりください。

(7)介護保険財政安定化基金運営事業は、市町村の財政安定化を目的に市町村に貸し付け及び交付を行うものでございます。例年によりまして、2月の補正で計上をさせていただいているところです。

(11)番までは、所要見込み額の減によるも

のでございます。

次に、同じページの一番下の5番の介護保険財政安定化基金積立金でございますが、これは運用利息の積み立ての減でございます。

以上、認知症対策・地域ケア推進課につきましては、合計5億4,122万円余の減額をお願いしております。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○島川社会福祉課長 社会福祉課でございます。

説明資料の18ページをお願いいたします。

主なものを御説明いたします。

まず、社会福祉総務費でございます。213万円余の減額補正をお願いしております。

これは、主に説明欄2の民生委員費の委員手当に係る所要見込み額の減額を行うものでございます。

次に、下段の遺家族等援護費でございます。1,294万円余の減額補正をお願いしております。

19ページをお願いいたします。

上段、(6)の引揚者等援護扶助費ですが、中国残留邦人の帰国後の生活支援に要する経費でございまして、所要見込み額の減額を行うものです。

次に、生活保護総務費でございます。3億2,800万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄1の(1)生活保護世帯からの進学応援資金貸付事業につきましては、貸し付け件数の見込み減に伴い減額を行うものです。

20ページをお願いいたします。

(5)の生活保護レセプト管理システム更新は、システム更新事業の見直しによる減額でございます。

4の国庫支出金返納金は、平成28年度的生活保護費等国庫負担金などの額の確定に伴う精算返納金でございます。

次に、下段の扶助費でございます。1億

4,000万円余の減額補正をお願いしております。

説明欄1の生活保護扶助費は、生活保護受給者の生活扶助、医療扶助等に要する経費でございまして、所要見込み額の減に伴い減額をするものです。

以上、社会福祉課の2月補正予算といたしまして、1億7,307万円余の増額補正をお願いしております。

社会福祉課は以上でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○吉田子ども未来課長 子ども未来課でございます。

説明資料の21ページをお願いいたします。

主なものを御説明いたします。

下段の児童福祉総務費で6億340万円余の増額補正をお願いしております。

この内訳につきましては、まず、1の(1)多子世帯子育て支援事業につきましては、所要見込み額の増により増額補正を行っております。

次ページの22ページをお願いいたします。

上段の2の国庫支出金返納金につきましては、28年度の国庫支出金の確定に伴う返納金を計上しております。

4の保育士等確保対策費の中で、保育士修学資金貸付等事業費補助について増額補正を行っております。これにつきましては、保育士の資格取得のための修学資金の貸付原資等の助成でございます。貸付事業を行っている県社会福祉協議会に対し、今後数年分の貸付資金として国庫補助分の増額をお願いしております。

下段の児童措置費につきましては、4,288万円余の増額補正をお願いしております。

これは、平成28年度分の保育所等の給付費の確定に伴う追加交付によるものでございます。

23ページをお願いいたします。



児童福祉施設費及び公衆衛生総務費につきましては、それぞれ9,151万円余、1,806万円余の減額補正をお願いしております。これは、特別保育事業等、それぞれの事業におきまして、所要見込み額の減によるものでございます。

以上、子ども未来課で5億4,511万円余の増額補正をお願いしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○富永子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

説明資料の24ページをお願いいたします。

2段目の児童福祉総務費について2,040万円余の増額をお願いしております。これにつきまして、右端の説明欄をごらんください。

3の国庫支出金精算返納金でございますが、これは、平成28年度、児童の施設入所に伴う措置費や、ひとり親家庭等支援事業等の交付確定に伴いまして、国庫への返納金2,298万円をお願いしておるところでございます。

次に、児童措置費でございます。

説明欄1の児童扶助費でございますが、このうち、(1)児童養護施設等及び里親委託に係る措置費につきましては、児童養護施設の職員の配置増や施設職員の処遇改善加算に伴いまして2億76万円余の増額をお願いしております。

(2)県に係る母子生活支援施設等運営費の支弁につきましては、母子生活支援施設への入所数が見込みよりも少なかったことに伴いまして1,204万円余の減額でございます。

次の25ページをお願いいたします。

母子福祉費でございます。

説明欄の1、(2)児童扶養手当支給事業費(扶助費)につきましては、ひとり親家庭等に支給いたします児童扶養手当の受給者数が見込みよりも少なかったことによりまして4,151万円余の減額を行うものです。

次に、下段、児童福祉施設費でございます。

説明欄の2、児童一時保護所費につきましては、児童相談所による一時保護委託に係る所要見込み額の増によりまして603万円余の増額をお願いしております。

以上、子ども家庭福祉課の補正予算として、総額1億7,331万7,000円の増額をお願いしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○奥山障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

説明資料の26ページをお願いいたします。

主なものを説明いたします。

まず、障害者福祉費で9億5,800万円余の減額をお願いしております。

説明欄1、障がい者扶助費の(4)障害福祉サービス費等負担事業は、障害者の入所や通所サービス利用に係る県負担金で、所要見込み額の減により5億1,400万円余の減額を行うものでございます。

2の障がい者福祉諸費の(1)事業者等管理システム保守委託事業は、2分の1の国庫補助が行われることとなるため、財源更正を行います。

3の障がい者福祉施設整備費は、当初予定していた施設整備が、平成28年度の経済対策での前倒し採択になり、別の施設整備に変更したこと等により、2億4,500万円余の減額を行うものでございます。

27ページをお願いいたします。

4、国庫支出金返納金の(2)障害者医療費等国庫支出金精算返納金は、精神通院医療費の国庫負担金の確定に伴い、返納金が生じたものでございます。

下の5の重度心身障がい者医療費は、重度心身障害者に対する医療費助成事業を行う市町村に対する助成で、所要見込み額の減により1億9,300万円余の減額を行うものでござ

います。

28ページをお願いいたします。

児童措置費で5億7,400万円余の増額をお願いしております。

説明欄1、児童扶助費で5億7,600万円余の増額をお願いしております。これは、障害児の施設入所に係る経費及び市町村が給付した障害児の通所施設に対する給付金の県負担分の費用です。所要見込み額が増加した主な要因は、放課後等デイサービス事業所等の増加で通所利用人数が増加し、市町村の給付費が増加したことによるものです。

3の国庫支出金返納金で150万円余の増額をお願いしておりますが、主に(2)の障害児入所施設の入所に伴う経費の国庫負担金の額の確定に伴い、返納金が生じたものでございます。

下段の児童福祉施設費は、(2)こども総合療育センター管理運営費で2,240万円余の減額をしております。その主なものは、医師や看護師等の嘱託職員に係る人件費の所要見込み額の減によるものでございます。

29ページをお願いいたします。

下段の精神保健費で510万円余の増額をお願いしております。

主な要因は、説明欄2、国庫支出金返納金の(3)地域自殺対策強化交付金返納金の平成28年度国庫補助金の確定に伴う返納金によるものでございます。

以上、障がい者支援課の通常分の補正予算といたしまして3億6,300万円余の減額をお願いしております。

次に、30ページをお願いいたします。

繰越明許費の変更ですが、民生費で1億6,400万円余の追加設定をお願いするものです。

先ほど御説明した障がい者福祉施設整備費について、年度内に事業が完了しないことが見込まれるため、追加でお願いするものでございます。

障がい者支援課の説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○松岡医療政策課長 医療政策課です。

31ページをお願いいたします。

主な事業について御説明いたします。

公衆衛生総務費で11億7,779万円余の減額をお願いしております。

2、保健医療推進対策費の(1)救急医療施設運営費補助ですが、県内3つの救命救急センターの運営に対する助成でありますけれども、国庫補助金の内示減に伴う減額でございます。

(3)の医療施設等施設・設備整備費は、医療機関が行います施設整備などに対する助成ですが、補助事業者の計画変更や国庫補助金の内示減に伴う減額でございます。

飛びまして、(7)脳卒中等医療推進事業ですが、脳卒中や急性心筋梗塞の急性期の対応が可能な拠点病院に対する医療機器整備への助成事業ですが、こちらも事業者の計画変更等に伴う減額でございます。

32ページをお願いします。

(8)の医療施設消防用設備整備費は、病院及び有床診療所のスプリンクラーの整備等に対する助成であります。補助事業者の計画変更、国庫補助金の内示減に伴う減額でございます。

(11)回復期病床への機能転換施設整備事業ですが、昨年度策定しました地域医療構想に沿って病床の分化、連携を進めておりますが、将来不足が見込まれます回復病床に転換を行う医療施設に対する助成事業であります。申請額が見込みを下回ったことによる減額でございます。

33ページをお願いいたします。

下段の医務費で6,003万円余の減額をお願いしております。

1、へき地医療対策費、(2)のへき地医療

施設・設備整備費補助ですが、対象となる僻地医療拠点病院、それと、僻地診療所の事業計画の変更、あるいは国庫補助金の内示減に伴うものでございます。

34ページをお願いいたします。

保健師等指導管理費で8,709万円余の減額をお願いをしております。

2の看護師等確保対策費、(1)の看護職員確保総合推進事業は、看護師のキャリアアップ支援、あるいは病院内保育所、看護師宿舍などの就労環境の改善等を支援する助成事業ですが、事業者の計画変更等に伴う減額でございます。

以上、医療政策課は、合計で13億2,567万円余の減額補正をお願いをしております。

続きまして、35ページをお願いします。

繰越明許費でございます。

公衆衛生費の医療施設消防用設備整備費と回復期病床への機能転換施設整備事業、そして、下段の医薬費、看護職員確保総合推進事業、内容は医療従事者の宿舍整備でございますが、いずれも年度内に完了しませんので、繰り越しをお願いをするものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○早田国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

資料の36ページをお願いいたします。

主なものを御説明いたします。

国民健康保険指導費について、11億576万円余の減額をお願いしております。

説明欄の2、国民健康保険制度安定化対策費は、市町村の国保財政安定化を図るための医療給付、保険料軽減等に対して負担金を交付する事業でございますが、当初見込みを下回ったことにより11億7,512万円余の減額をお願いしております。

説明欄の4、国民健康保険財政安定化基金積立金は、平成30年度からの国保の財政運営責任等の都道府県移行に向けて、国保財政の

安定化のため、平成27年度から国庫補助により基金を順次積み立てることとされた事業でございまして、国の内示増等により6,495万円余の増額をお願いするものでございます。

次に、下段、公衆衛生総務費につきまして、4億2,315万円余の減額をお願いしております。

説明欄1の(1)、後期高齢者医療給付費負担金は、後期高齢者医療に係る費用の12分の1を県が負担するものでございまして、当初見込みを下回ったことによる減額を行います。

(2)後期高齢者医療高額医療費負担金は、80万円を超える高額な医療費の見込みが、当初の見込みを下回ったことにより、減額をお願いするものでございます。

以上により、国保・高齢者医療課では、総額15億2,892万円余の減額補正をお願いするものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岡崎健康づくり推進課長 健康づくり推進課です。

資料の38ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費で2億3,800万余の減額をお願いしております。

右の説明欄、2のところでございますが、(3)の特定健康診査等実施事業につきましては、市町村が行います事業に対する負担金で市町村の所要額の見込み額の減に伴う減額でございます。

続きまして、39ページをお願いいたします。

4の原爆被爆者特別措置費、(1)の原爆被爆者特別措置費につきましては、原爆被爆者の受給者に対する手当及びその支給事務に関する経費でございますが、受給対象者の減に伴う所要見込み額の減でございます。

次に、難病対策費、5でございますが、(1)の指定難病医療費につきましては、難病

患者に対する医療費の公費負担分でございます。昨年11月までの難病医療費の実績に伴いまして、年間所要見込み額を減額するものでございます。

以上、40ページでございますが、健康づくり推進課は2億3,800万余を減額するものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○大川薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

資料の41ページをお願いいたします。

主な事業について御説明いたします。

2段目の環境整備費で225万円余の増額をお願いしております。

温泉保護対策等事業は、温泉掘削等の許可、許可施設への立入検査、温泉資源の調査等を実施しております。

今回、阿蘇・黒川温泉に設置しております水位計が故障したため、その交換に要する経費について増額をお願いするものでございます。

4段目の薬務費で231万円余の減額をお願いしております。

説明欄の2、薬務行政費のいずれもが国庫委託金の内示減に伴う減額でございます。

42ページをお願いいたします。

薬務衛生課の合計で255万円余の減額補正となります。

続きまして、資料の43ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

先ほど説明をいたしました温泉保護対策等事業につきまして、本年度中に設置工事が完了しないことが予想されるため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

薬務衛生課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉田子ども未来課長 続きまして、国補正

分について御説明いたします。

説明資料の48ページをお願いいたします。

児童福祉総務費で2,675万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄記載の「よかボス企業」くらししあわせ応援事業につきまして御説明いたします。

まず、「よかボス企業」につきましては、少子化対策の一環として、企業で働く従業員の結婚や子育て支援等に取り組むことを宣言した企業につきまして、今年度から県独自に「よかボス企業」として登録しております。

本事業は、その「よかボス企業」と連携して、子育てしやすい環境づくりの取り組みを行うものでございまして、登録企業の普及促進や企業の子育て支援活動への支援、子育て世代に広く普及しておりますLINEを活用した子育て支援システムの開発等を行うものでございます。

最後に、繰越明許費について御説明いたします。

裏面の49ページをお願いいたします。

ただいま説明いたしました「よかボス企業」くらししあわせ応援事業につきましては、事業の実施が30年度に入りますので、繰越明許費の設定をお願いしているものでございます。

子ども未来課は以上です。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○奥山障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

説明資料の50ページをお願いいたします。

障害者福祉費の障がい者福祉施設整備費として7億9,000万円余の増額をお願いしております。これは、国の経済対策に対応するもので、障害者福祉施設を整備する社会福祉法人に対する助成を行うものでございます。

続けて、51ページをお願いいたします。

繰越明許費ですが、障害者福祉費で7億

9,000万円余の追加設定をお願いするものです。

ただいまの障害者福祉施設の整備につきまして、年度内に事業が完了しないことが見込まれるため、追加でお願いするものでございます。

障がい者支援課の説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○野尾健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

53ページをお願いいたします。

議案第20号、熊本県災害救助基金条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

54ページで説明差し上げます。

今回の条例改正の趣旨は、先ほど説明いたしました熊本県災害救助基金に積み立てた災害救助費国庫負担金を国に返還する必要性が生じたことに伴い、関係規定を整備するものでございます。

健康福祉政策課からの説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田代国広委員長 次に、病院事業管理者から総括説明を行い、続いて、付託議案について担当課長から説明をお願いします。

初めに、永井病院事業管理者。

○永井病院事業管理者 病院局でございます。

本議会に提案しております病院局の議案につきまして御説明を申し上げます。

今回提案いたしておりますのは、予算関係1議案、第18号議案、平成29年度熊本県病院事業会計補正予算(第3号)でございます。

収益的収支において、収入7,300万円余、支出8,300万円余の減額補正をお願いいたし

ております。

その主な内容ですが、収入につきましては、患者数が当初の見込みより少なかったことなどによる減額、支出につきましては、退職給付費の減額等による減額でございます。

なお、資本的収支に関する補正はございません。

これによりまして、病院局の補正後の予算総額は、収益的収支と資本的収支を合わせまして19億700万円余となります。

また、このほか、来年度の債務負担行為の設定をお願いをいたしております。

以上が今回の議案の概要でございますが、詳細につきましては、総務経営課長から説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田代国広委員長 引き続き担当課長から説明をお願いします。

○緒方総務経営課長 病院局総務経営課であります。

44ページをお願いいたします。

病院事業会計には、収益的収支と資本的収支があります。

下の(注)に記載しておりますが、収益的収支とは、1事業年度の病院事業に伴って発生する収益と費用、また、資本的収支とは、施設の建設や企業債の元利償還などの費用とその財源となる収入をいいます。

まず、収益的収支について御説明いたします。

表、左から2列目、区分欄の中段、補正額の部分をごらんいただければと思います。

収入につきまして、患者数の減少による収益減等により7,309万円余の減額、支出につきましても8,367万円余の減額をお願いするものであります。

これらにより、補正後の収入が15億6,568万2,000円、支出が15億6,506万1,000円とな

り、差し引き62万1,000円の純利益となる見込みであります。

なお、資本的収支につきましては補正はございません。

45ページをお願いいたします。

支出の補正内容についてであります。

資料、一番右の説明欄をごらんいただければと思います。

収入が減少したため、それに合わせて支出について減額をしております。

まず、(1)給与費について。

給与費のうち、退職給付費につきましては、昨年度に本年度分の退職給付引当金に相当する額の多くを前倒して積み立てております。したがって、本年度は積み立てを見送り、その分を減額するもの等でございます。

次に、(2)材料費について。

これは、薬品費の使用実績に伴う増であります。

最後に、(3)経費について。

経費のうち、修繕費につきましては、修繕費引当金で対応し、その分を減額するとともに、委託料等の実績に伴う減額等もあわせて行うものであります。

以上、8,367万円余の減額補正をお願いしております。

46ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定をお願いしております。

こころの医療センターの業務のうち、平成30年4月1日から業務を行う必要がある資料記載の庁舎管理、情報処理関連、事務機器等の賃借につきまして債務負担行為の設定をお願いするものであります。

病院局からは以上であります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田代国広委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、付託議案について質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。質疑をされる場合は、ページ数をお知らせいただくと大変ありがたいと思います。

質疑ありませんか。

○山本伸裕委員 何点かありますが、1つは、ちょっとお尋ね、教えていただきたいんですが、36ページの国民健康保険財政安定化基金積立金ですが、平成27年から積み立てることになっているというようなお話だったんですけども、これ大体国庫内示増ということなんですが、国の100%の財源なんですか。

○早田国保・高齢者医療課長 国から全額いただいて積み立てております。

○山本伸裕委員 最終的に幾らまで積み立てるといふか、そういうのは何か規定があるんですかね。

○早田国保・高齢者医療課長 29年度末で38億1,000万ほど積み立てておまして、あと3億程度積み立てる予定でございますので、全体で42億程度になる予定でございます。

○山本伸裕委員 この金額は、何か根拠といえますか、あるんですかね。

○早田国保・高齢者医療課長 国のほうからの内示があるんですけども、主には、被保険者数におおむね対応した形で、金額といふか、内示が来ている状況でございます。

○山本伸裕委員 はい、わかりました。

それと、もう1点いいでしょうか。

8ページの化血研の問題なんですけれども、この点で県が出資するというようなことの根拠について、知事も3点、雇用の確保、研究者人材確保、本社機能の維持というよう

なことで、これは一定のやっぱり根拠があるというふうに私も思います。

ただし、私が思いますのは、そもそも化血研が、なぜこういう事業譲渡という事態になったのかというようなことで、先ほども御説明がありましたですけれども、平成28年に業務停止命令が出されたというようなことで、本来、こうした非常に重要な地位で公益性もあるという会社が、なぜこのような事態になったのか、再発防止をどうするのかと。県が出資するからには、そうした原因の検証であるとか、再発防止についての一定の担保といえますか、保証が、やっぱり県がかかわるからには求めるべきだと思うんですよ。それが、基本合意が、それは予算の関係上、県は基本合意に加わってないということはわかりますけれども、じゃあ、その基本合意の中で、どの程度そうした検証が行われ、再発防止に向けての対策が具体的に示されているのかというようなところについては、基本合意そのものが非公開というふうに聞いておりますので、なかなか見えないんですけども、そこら辺はどう判断したらいいのかと。

○野尾健康福祉政策課長 今委員御指摘がありましたように、まず、血液製剤の不正製造問題によって業務停止命令が下っております。そのことを発端にして、国からは、コンプライアンス、ガバナンス、これを抜本的に見直して事業譲渡も含めてちゃんとやってくださいというふうな話が出ております。

今回、委員の御指摘があったんですけども、今の会社では、コンプライアンス、ガバナンスが発揮できないというのが、一方の論点ありまして、そういうことを踏まえて事業を新しい会社に移そうと。

その中で、今回、明治グループが手を挙げてきて、明治グループと申しますのは、御存じのようにかなり大きな企業でございます。明治ホールディングスで大体全体で1万7,00

0人の従業員を抱え、グループの売り上げ1兆2,000億を超えております。そういう会社と申しますのは、やっぱり株主のチェック等厳しゅうございますし、幾つものチェックが働いて、外部監査も入っているいろいろな監査が入ります。そのようなこれまでの一般財団法人のチェック機能ではなくて、そういうふうに会社法が定めるような厳しい監査役も含めた監査機能によって、今回のコンプライアンス、ガバナンス問題というのがしっかりと解決できていくのじゃないかなと、私たちは思っております。

ですから、今の組織じゃなくて違う組織に移して、明治の監査能力をしっかりと担保していただいて、ガバナンスとコンプライアンスを強化していくという流れで考えておまして、この点につきましては、国に対しても逐次報告を申し上げておまして、そういうことで、基本合意、今度最終合意という流れに持って行っております。

以上でございます。

○山本伸裕委員 お話はわかるんですけども、それが具体的に見えないものだから。相手は、やっぱり民間の大資本で、もちろん監査が入って厳しくチェックされるというのは、お話はわかりますが、やっぱり民間ですから、どうしてもやっぱり利益を出さないといけないというようなところで、だから県が扇のかなめとして役割を果たすんだということですけども、じゃあ、この間の一連の業務停止命令であるとか、そういったものがどう検証されて、なぜそういう事態が起こったのかと。県がやっぱり基本合意なり最終合意なりでどういうふうに発言力、権限が担保されるのかというようなところが、もう少しちょっとよくわからないなと思います。

○野尾健康福祉政策課長 もう一度私のほうからお話しさせていただくのが、今会社法に

よって民間会社というのが非常に厳しい。株主によるチェック、これかなり厳しくなっていると思います。株主による訴訟も提起されておりますし、もし大企業が信用を失墜すれば、一夜にして株が暴落するような厳しい市場によるチェックも行われております。

私たち県が、その中に入ったとしても、チェックをしたとしても、専門的な技術能力、いわゆる今回の問題というのは、製造において厚労省に届けていたのと違う製造工程であった、それは、内部においてしっかりとした統治、コンプライアンス、法令遵守という意識を持たないと、どうしても直らない。そういう意味で、違う会社に譲渡して、明治ホールディングス、Meijiファルマのしっかりとしたガバナンス、コンプライアンスで、そこをチェックしていただく。

県というのは、先ほどおっしゃったように、扇のかなめとして2%は出資します。これは、株主総会により議決権を2%有するというものですから、地元企業と連合して、私たちが当初考えております雇用、研究者の人材の問題、本社機能、これは最低限守らなきゃいけませんので、そういう意味では扇のかなめとしての機能を発揮していこうと思っています。

しかし、経営の問題、健全化の問題、コンプライアンス、ガバナンスの問題は、新会社独自の問題だと私は考えます。そこは、明治も、この間基本合意をなされたときは、明治流のコンプライアンス、ガバナンスでしっかりやらせていただくと。

やはり現在においては、委員がおっしゃるように、企業というのは、利益を追う側面もあるかもしれませんが、社会に対して貢献を果たす、法令を遵守しなきゃいけないというのが近年の流れでございますので、そこは、私たちとしては、明治グループのコンプライアンス、ガバナンス機能はしっかりしたものだとは確信はしております。そういう意

味で、発展的な経営が今後なされて会社がさらに大きくなり、健全経営をしていって世界に羽ばたくと、そういうことで私たちは今回出資を考えております。

以上でございます。

○山本伸裕委員 わかりました。

県民の皆さんも、この点についてはやっぱり疑問に感じている方もいらっしゃるかと思うんですよ。だから、やっぱりおっしゃられた点で、知事も言われてますけれども、雇用の確保、本社機能の維持、研究者などの人材の確保、そういったのが最終合意の中でやっぱりしっかりと県としても意思が反映されるように努力していただきたいというふうに思います。

以上です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 ちょっと関連になりますけれども、今の化血研の話は、そもそも事の発端がそういうことでこういう流れに、そういった不祥事が起きたからということになっておりますので、そこを考えれば、また二度と起こさないだろうとの思いはありますし、そういうことで、この間も議会でも議論をしてきた経緯がありますので、県として、しっかりとそういったところの歯どめというの、なかなかできる部分、できない部分あると思いますけれども、やっていただきたいと思えます。

1点だけお尋ねしたいのが、今回4億円の出資ということになります、この額について、まあ言われている説明はわかります。2%握るということでもありますけれども、これまでの例として、民間会社に対して出資した額と比較してはどうなんですかね。わかりますか。



○野尾健康福祉政策課長 手元の資料によりますと、今県のほうで民間会社の株を保有しているのは20社ほどあります。その中で一番わかりやすいのが、天草エアラインの出資額が2億6,600万、テクノインキュベーションセンターが5億3,500万、おれんじ鉄道が6億2,000万、豊肥本線高速鉄道保有株式会社が6億9,450万、空港ビルディングが1億6,500万。これは、発足時に県として何らかの関与が必要ということで、株主比率も非常に高い比率になっております。

今回御理解いただきたいのは、県の関与として何が必要かということで、やはり扇のかなめということで、必要最低限2%を保有すると。決して10%、20%、40%という大口ではございません。ですから、明治が49%、地元企業連合が49%。

私たちは、あくまでも扇のかなめとして必要最低限の2%を出資をいたしまして、先ほど申しましたように、雇用でございましてとか、人材、本社機能、この3点の維持確保をしっかりと——株主総会等を通じまして2%の議決権を持っております。地元企業連合と合わせれば51%になりますので、その点は地元企業連合としっかりと連携をとりながら、私たちとしては、知事が申します3つの要件は守れるようにやっていこうと思います。

○鎌田聡委員 出資の意義というのは理解しましたので、額的に今までの例と比べてどうなのかということで、額的には突出した額ではないということは今確認をできましたので、ぜひ、その出資する以上は、今言われた部分がきちんと担保できるようにやっていただきたいと思います。

引き続きよろしいですか。

○田代国広委員長 はい。

○鎌田聡委員 済みません、ちょっと別の話

になりますけれども。

条例の議案で、54ページの災害救助費国庫負担金を国に返還する必要があるということと関係規定の整備とありますが、これは何で国に返還をしなければならない。

○野尾健康福祉政策課長 平成28年の熊本地震というのが、かなりの大きな被害、これは皆さんも御存じだと思います。行政にとってもかなり混乱を来しております。

災害救助費と申しますのは、実施主体は一元的に県でございまして、避難所運営等につきましては、市町村に委任をして市町村が運営する。仮設住宅については、熊本市だけが委任をして、それ以外は熊本県。となつてきますと、委任をしております市町村で、かかった経費を県のほうに求償していただく、教えていただいて、私たちが国のほうに要望して予算をとってやっていく。

その一連の流れで行きますと、かなり10月、11月、12月と時間はたっけていきますけれども、市町村から上がってくる——各都道府県にもやはり応援経費を払いますので、上がってくる経費の見積もりというのが、かなり大きな金額になっておりました。大変申しわけございませんが。それを2月、3月と精査するうちに150億ほど残るとということが判明いたしました。それで、先ほど申しましたように、救助基金に積み立てて今回返納するという流れになります。

ですから、全然、経費が剥がされて市町村が手出しをするとか、各都道府県が手出しをするという意味ではございませんで、必要な経費は必要な経費としてお支払いして、それで、実際見積もりが過大だった、請求が過大——このぐらいだろうとつかみで出されてくる部分があるので、それを精査して実際請求書等を確認していくと、具体的に申しますと、当初の私たちの12月ぐらいの見積もりというのが823億円ぐらいです。実績、精査し

ていくと662億円、差額が161億円というのが判明いたしましたので、2月補正には間に合いませんでしたから、申しわけございませんけれども、3月専決処分で余る国庫分については135億積み立てさせていただいて、それで、今回国の検査を受けまして、確定して返納すると。

ですから、各課の説明にありましたように、こういうふうに返納するというのは、流れとしては珍しくないんですけれども、確かに、額的には140億近く返納しなきゃいけないと、大きく見られるかもしれないけれども、決して被災者の方が困られた事態になられたり市町村の方が困った事態にはなっておりません。

そういう意味で、金額、見積もりを精査した結果、それだけ——済みませんが、3月ぐらいにわかりましたので、専決処分て積み立てた分を今度国に検査をしていただいて返納するという流れになっています。

以上でございます。

○鎌田聡委員 この基金からの拠出は、もうないということでの判断なんですか。もうないということでもいいんですか。

○野尾健康福祉政策課長 そもそも救助基金と申しますのは、災害のために積み立てておくような基金でございます。ですから、今度135億3月専決で入れたというのは、これがいわゆる通常財源と同じように、いわゆる決算で落としてしまうと、財政調整用基金みたいに繰り入れてしまいますと、実際の熊本県の実力というのが、財政的な体力がわからなくなるものですから、あえて救助基金という区分に積み立てていただいて、実際の決算は決算で財政調整用基金でしていただいて、私たちは、救助基金の中に入れて、それを返したという形になりますので、おっしゃるように、もう今後はこういうふうな大きな金額の

返納というのではないというふうに御理解いただけたらと思います。

○鎌田聡委員 はい、わかりました。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

なければ、以上で質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号及び第18号から第20号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外3件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外3件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、その他に入りますが、今定例会においては、3月に後議分の委員会もありますので、本日は急を要する案件についてのみ質疑をお願いしたいと思います。何かございますか。

なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第7回厚生常任委員会を閉会いたします。

お疲れでした。

午前11時6分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

厚生常任委員会委員長